長崎高教組新聞

発行
長崎県高等学校教職員組合
〒850-0013 長崎市中川2丁目2番5号
長崎高教組会館
☎ (095)-827-5882
Fax(095)-826-2976
編集責任者 佐藤真一郎
購読料 一部１０円
組合員は組合費に含む
メールアドレス
naga-kks@fsinet.or.jp

ZENKYO

総合共済
全教共済
結婚・出産などの人生の節目にお祝い給付
月々600円
退職時には掛金総額が給付されます!
毎月加入できます

2022年度 夏季教育研究集会

8月11日の2022年度夏季教育研究集会は、「クジャク荘」（川棚町・一泊二日）で開催予定でしたが、コロナ感染の拡大の状況から、オンライン（一日）での開催となり、杉浦健氏が左記のテーマで講演を行いました。高教組会館での参加者10名とオンラインでの参加者7名、合計17名が参加しました。

人事評価の賃金リンクがもたらす大問題

～賃金リンクは最終的に教員のやる気と学校を破壊する

講師 杉浦 健 氏

講師の杉浦氏（近畿大学教職教育学部教授）は、大阪府教育委員会が教職員と管理職を対象に実施した人事評価制度賃金リンクについてのアンケート（２０１８実施）の分析結果から、評価基準の問題をまったく解決していない、教員評価システムの給与反映が教員のやる気を高めるというエビデンスは一切ない、原理的に教員のバーンアウトを助長する、ほとんど効果が見られないシステムの運営のために教職員や管理職の労力を大きく奪っており、「税金の無駄使い」であるとし、教職員の人事評価は必要であるものの、それを賃金と結びつけることに、反対の立場から、直ちに廃止すべきと主張しました。

以下は講演の主な内容を記載します。

アンケート調査を分析した研究から杉浦さんは、○評価基準の問題が解決されていないこと○賃金リンクがやる気を引き出すという証拠がないこと○評価のため労力を著しく消費させていること、具体的には、教員評価の評価基準の問題が難しい、というよりは解決不可能なのは、教育における対立する価値観がどちらも正しいことがあると指摘しました。

次に管理職からの意見にも「明確な基準がなく人事評価として成立する条件を満たしていない。教員の人事評価として妥当な、学校組織や教員の職務の性格に適合した評価方法が確立していない。評価することによる教職員との人間関係への悪影響がある。給与反映を行うことで、評価の客観性・説明責任に膨大なエネルギーを費やさなければならず、結局厳しい評価をつけにくい。」と紹介しました。これらの管理職の回答から、時間を経れば定着して解決したり、評価者の評価能力を高めれば解決するという類の問題とは考えられないと強調しました。

長崎県教委も交渉で高教組の追及に評価者の目線を高めると繰り返し言っています。

これらの管理職の懸念があるにもかかわらず、大阪府の同アンケート結果においてはこのような意見があったことは一切示されず、評価者・被評価者ともに肯定的な意見が増加し、制度が適切に運営され着実に定着していると総括されていることに問題があると強調しました。

8/11夏季教研オンラインの様子

杉浦さんはもともと内発的に行っている行動にあえて報酬を連動させることで、内発的動機づけが減少し、教育活動が報酬を得るための手段にすり変わってしまい、さらに報酬が得られないことで行動する理由が失われてしまって意欲が失われる可能性があること、また、評価基準があいまい、もしくは評価者によって恣意的に変わることで随伴性が認知されず、意欲が奪われてしまうこともありうると明らかにしました。

「教師の成長・発達を促し、力量を形成していくためには、教員評価システムによる評定よりも、危機に対する支援が必要であるにもかかわらず、（まさに成長するための）危機に陥った教員に不適格、もしくは力量不足の烙印を押して、意欲を削り取り、果ては休職や退職に追い込むことすらしかねないと、賃金リンクの一番の問題を強調しました。

教員支援育成システムへ転換を

【教員支援育成システム】について言及し、①育成システムに転換すべきであること。②評価は教師の成長、発達を促すためのカウンセリング・コーチングと考えた方がいいことを指摘しました。

【参加者の感想】

○数値化されていてわかりやすく腑に落ちる内容でした。このような客観的データに基づいた話を世間一般に広く知らせてほしい。

○自由記述を数値化する手法はぜひ活用してみたいと思いました。

○現在でも管理職が非常に忙しくて必要な指示が遅れがちで困っているが、この制度が始まるとさらに遅れや混乱が生じると感じました。

○実習助手だと管理職がきちんと見てもらう機会も少なく正しく評価してもらえるのか心配です。

学校に弔意や半旗を掲げる通知を出さないよう申し入れ

政府は安倍元首相の「国葬」を9月27日に行うことを閣議決定しました。安倍政権が「憲政史上最長」「多くの実績」「国際的な評価」などが理由だとしています。しかし、政治家の評価は主権者が決めることであり、安倍元首相は在任中にも政治やその手法に多くの批判がありました。「国葬」実施反対の世論も過半数を超えています。さらに政府は「国民に喪に服すよう強制する考えはない」と説明しています。以上のことから、8月24日に長崎高教組は、学校および生徒に「弔意」の表明を求めるような通知を出すことは不適切として、県教委に下枠のことを要請しました。

県教委総務課に鍛治執行委員長が要請書を手渡す

県教委は国からの通知がまだ来ておらず、どのように対応するか説明できないと応じました。

①学校及び教育事務所や市町村教委に対して、安倍元首相の「国葬」に関する通知を発出しないこと。

②「弔意」の表明の強制となりかねないため、「半旗の掲揚」を学校に求めたり、「黙とう」を児童・生徒や教職員に求めたりしないこと。

2022人事院勧告
若年層を重点的に改善、一時金を引上げ
較差が少ないとして高齢層に配分されず

人事院勧告は8月8日に行われ、3年ぶりのベア勧告となるものの、若年層のみの改善にとどまり、高齢層に配分されませんでした。

公務ニュースを通じてすでにお知らせしていますが、勧告のポイントは左下にまとめています。人事院勧告について5月25日から6月30日まで署名にとりくみ、29分会890筆を集約し全教を通じて人事院に届けています。

【給与について】

3年ぶりの賃上げ勧告であるが、急激な円安や物価上昇分にまったく対応できるものでなく、改定される俸給も限定的で、中高年層の生活改善に目を向けない勧告になっています。

一時金の改定では、昨年の0．15月引下げの回復までには至らず、生活改善には遠い内容です。

また、勤勉手当の改定とされたことで、会計年度任用職員の改定につながりません。

俸給表の改定が高齢層に及ばないことは、高齢層の士気にもかかわる重大な問題であり、決して容認できません。定年年齢の段階的引き上げにともなう高齢層の処遇改善、とりわけ冷遇されている再任用職員の一時金、生活関連手当の支給は喫緊の課題です。

【諸手当について】

通勤手当の改善・引上げは、近年の重点要求とし追求してきましたが、本年もゼロ回答という極めて不満な結果となりました。とりわけ本年はロシアのウクライナ進行などによる燃料価格の高騰が著しく、2021年当初に140円／㍑弱であったガソリン価格が同年末までに170円／㍑を超過し、さらに上昇傾向にあります。自家用車利用の通勤手当は、こうした物価変動に対応していないため、平時でさえ実費を下回る支給にとどまっているところ、自己負担額の増嵩が家計を圧迫しています。

【公務員人事管理に関する報告】

人事院は給与勧告に併せて公務員人事管理に関する報告を行い、長時間労働の要因として定員問題に言及しました。

報告では、近年の「骨太の方針」等政府文書で成果指標としてウェルビーイング（幸福）がキーワードとして使われています。職員のウェルビーイングの実現の観点から長時間労働の是正が不可欠とし、そのために管理職などのマネジメント強化と業務削減・合理化が必要としています。そうした取り組みを行ってもなお、長時間の超過勤務により対応せざるを得ない場合には、業務量に応じた柔軟な人員配置や必要な人員確保に努める必要があるとしています。

あくまで国家公務員に対する人事管理の報告ですが、学校現場では長時間労働是正について、まず客観的な勤務時間の記録が喫緊の課題です。管理職に正確な勤務時間を報告し、業務量の調整を行い、全体として、一人あたりの業務量を減少させたり、人員確保につながるように取り組みましょう。

人事院勧告

○本年の給与勧告のポイント

～３年ぶりに月例給、ボーナスともに引上げ～

①民間給与との較差(0.23%)を埋めるため、初任給及び若年層の俸給月額を引上げ。

②ボーナス4.30月分 → 4.40月分（0.10月分引上げ）、民間の支給状況等をふまえ勤勉手当に配分。

なお、勤務実績をより適切に反映し得るよう、勤勉手当の支給月数の引上げ分の一部（0.02月分）を用いて、上位の成績区分に係る原資の確保を図る。

○人事管理について

人材の確保については、採用試験の見直し、民間との人材交流の円滑化で対応

勤務環境の整備については、長時間労働の是正、テレワーク等の柔軟な働き方に対応した勤務時間の検討、健康づくりの推進、仕事と生活の両立支援、ハラスメント防止対策を課題とし、対応すると報告されています。

その自腹 ちょっと待って！
教職員賠償責任共済にご加入いただいた皆さまへ

公務員である教職員が職務上の行為によって他人に損害を与えた場合には、国家賠償法にもとづき、学校設置者（国・地方公共団体）がその責任を負うのが大前提で、大原則です。

ただし、教職員本人に重大な過失（故意を除く）がある場合には、その損害賠償金の全部または一部を学校設置者から請求される可能性があります。また、被害者である生徒・保護者が、教職員を民法に基づき訴えることもあります。このような時に、弁護士相談の費用や応訴費用、賠償金などを補償するための共済が、全教共済の『教職員賠償責任共済』です。

「生徒のメガネを壊してしまった」、「学校で割り当てられているタブレット端末を壊してしまった」

業務中の軽微な物損事故も「国家賠償請求」の対象です

・・・これってもしかして、私が弁償しなくてはいけないの？

加入者の方から「給付対象となるか」とのお問合せが一番多いのが、こうした軽微な物損事故についてです。国家賠償法は死亡や傷害などの重大事故に限らず、軽微な物損事案についても同様に適用されるものです。ところが学校によっては、「そんな予算はない」「保険に入っているならそれで処理して」など公費負担申請そのものをシャットアウトしたり、国家賠償請求の申請を諦めさせたりするような対応を行う場合があります。本来国賠法によって賠償されるべきものを教職員個人や民間に負わせるこうした対応は、教職員を含む公務員の身分を守るためにある法律を、有名無実化させるものです。弁償費用が少額だからといって「自腹もしかたがない」とあきらめずに、高教組にもご連絡ください。国賠法に則った対応を求めましょう。

お笑いで被爆体験を伝えるアップダウン

２０２１年の夏、「笑いと原爆惨禍を結びつけるなんて、けしからん」という批判もある中で160名の観客を感動の渦に巻き込んだアップダウン（吉本興業所属）の2人が、11月20日、西彼杵郡時津町のとぎつカナリーホールにやってきます。昨年「長崎被災協・被爆二世の会・長崎」から戦争や原爆の被害を若い世代に伝えようと、漫才コンビが依頼を受け制作した原爆劇が披露され、大成功をおさめました。漫才や劇は直接、被爆者から聞いた話などを元に構成していて、時折、笑いや希望に満ちた歌などを交え、わかりやすいものになっています。二人の様子は国内メディアだけでなく、BSワールドニュースでも取り上げられるなど、注目を集めました。今までにない、全く新しいやり方で、戦争反対を伝えようとする漫才コンビの観劇を希望される方は、長崎高教組までご連絡ください。（前売りチケット大人￥1500・中高生￥500）